

第22期  
第28回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和4年9月26日(月) 午前11時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎  | 2. 新野 清   | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹  | 5. 鈴木 政司  | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一  | 8. 齋藤 永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 議案第124号	空き家付属農地指定の決定について
日程第4 議案第125号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5 議案第126号	農地法第5条の規定による許可について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第28回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、大木事務局長。

**大木事務局長** はい。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、  
1番 樋口金一郎委員 9番 丸川正博委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 議案第124号「空き家付属農地指定の決定について」を議題と  
いたします。会長に代わり事務局より説明を求めます。

**川部事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第124号「空き家付属農地指定の決定について」次の農地について、  
白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準第5条の規定により、空き家付属農  
地の指定の申請があったので、決定を求める。告示予定年月日は令和4年9月  
27日。

番号 1

申請人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇番地〇

登記地目 畑

地 積 105㎡ ほか1筆

白鷹町空き家バンク登録状況

登録番号 第 MO-43 号

登録日 R4.9.6

説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。ここで1番案件について、齋藤永治郎 農地部会長より調査の報告をお願いします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 空き家付属農地の調査報告

申出人 〇〇〇〇氏より申請のあった、大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇、大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇について、9月26日、私と、児玉匡樹副部会長、樋口委員、鈴木委員、村上委員、事務局川部補佐の6名で現場を確認いたしました。

空き家の南側に位置する2筆127㎡の農地で、遊休農地になるおそれがある状況でした。よって、「白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準」第1条の「白鷹町空き家バンクに登録された空き家に付属した農地であること」、第2条の「農業振興区域内の農用地区域外の農地であること」第3条の「特例面積要件1a以上30a未満であること」、第4条の「1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が、遊休農地又は遊休農地になるおそれのある農地であること。」等、要件を満たしていることを確認いたしました。以上、ご報告いたします。

**議 長**

報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり空き家付属農地として指定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は、提案のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第125号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第125号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	12㎡
経営面積		6,994㎡

括弧書きは権利取得前の面積です。

契約の種類等 売買による所有権の移転

対価(10aあたり) 総額 〇〇〇〇〇円

他2件

説明は、以上でございます。

議長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議長 はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 1 番案件及び 2 番案件について、譲受人が同一人であるため、2 案件合わせて調査のご報告をいたします。

9 月 1 4 日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機 1 台、草刈機 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、母とのことです。

技術は本人が 4 0 年、母が 7 0 年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。今後取得する農地を耕作します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は 7, 0 5 2 m<sup>2</sup>です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。つづいて 3 番案件について、1 0 番 村上浩康委員よりお願いいたします。

**村上浩康委員** はい、議長。

**議 長** はい、村上委員。

**村上浩康委員** 3 番案件について調査のご報告をいたします。

9 月 1 5 日、わたくしと、安達 善晴 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人及び妻が 1 0 年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は 4, 6 4 8 m<sup>2</sup>です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労さまでした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から3番案件について、許可することに決しました。

日程第5 議案第126号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第126号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番地
地 目	畑
地 積	481㎡
契約の種類等	売買による所有権の移転
転用目的	一般住宅 他3件 説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

**伊勢亀崇男委員** はい、議長。

**議 長** はい、伊勢亀委員。

**伊勢亀崇男委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

9月14日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明書で確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

**議 長** つづきまして、2番案件から4番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 2番案件及び3番案件について、譲受人が同一人であるため、2案件合わせて調査のご報告をいたします。

9月15日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、用地費補償費個人別調書で確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、農振農用地除外の手続きが完了しております。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

続いて、4番案件について調査のご報告をいたします。

9月15日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。転用を行うに必要な資力信用については、用地費補償費個人別調書で確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、農振農用地除外の手続きが完了しております。隣接する境内地が併用地です。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

## 議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第28回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様  
でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第28回白鷹町農業委員会  
総会の議事録に署名いたします。

令和4年9月26日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_